



主な内容

後期高齢者医療制度のお知らせ	2~4
春の交通安全出発式	5
児童手当現況届の提出について	6
木曾岬町職員募集	7
川の水位情報について	9
地域包括支援センターより	14-15



木曾岬町の人口と世帯数 5月1日現在

人口	6,274人	(前月比+6)
男	3,201人	(前月比-1)
女	3,073人	(前月比+7)
世帯数	2,468世帯	(前月比+13)



後期高齢者医療制度のお知らせ

わたしたちの
NEWS

INFORMATION
きそさき

生活のミニ情報

教育委員会だより

地域包括支援センター
より

警察署コーナー

カレンダー

被保険者証について

新しい被保険者証(ピンク色)を、7月中旬に、簡易書留で送付いたします。
若草色の被保険者証は、8月1日以降はご使用になれません。
新しい被保険者証(ピンク色)が届きましたら、8月1日以降に若草色の被保険者証は役場住民課に返却してください。
(ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分にご注意ください。)
また、8月1日以降に、医療機関を受診する時は新しい被保険者証(ピンク色)を提示してください。

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、役場住民課窓口へ申請することにより交付されます。詳しくは、7月発送の被保険者証に同封される後期高齢者医療制度のご案内をご覧ください。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。
原則、7月中旬に保険料額及び納付方法の通知を役場住民課から送付します。

● 保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

● 今年度の保険料の計算方法は下記のとおりです

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 42,965 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{総所得金額等}^* - 33 \text{万円}) \\ \hline \times 8.86\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline (\text{賦課限度額 } 62 \text{万円}) \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等とは

- 各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- 遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- 各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等)は適用されません。

● 保険料の軽減措置

◆ 所得の低い世帯に属する方に対する軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下	8.5割	6,444円
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)	8割	8,593円
(33万円+被保険者数×28万円)以下	5割	21,482円
(33万円+被保険者数×51万円)以下	2割	34,372円

【注1】世帯は4月1日(年度途中で資格取得された方は資格取得日)時点の状況で判定されます。

【注2】前年(1月から3月までは前々年)12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

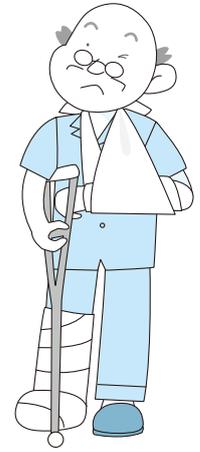
◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険*の被扶養者であった方に対する軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する方は均等割額の8.5割または8割軽減が適用されます。

※被用者保険とは

協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、役場住民課にお知らせください。



●保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。ただし、年金の受給額が月額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

一部負担金の割合の変更(基準収入額適用申請)について

●申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得(課税標準)額が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。(7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更されます。)

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合

(被保険者の収入額)・・・383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合

(被保険者の収入額合計)・・・520万円未満



後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

- 目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。
- 対象者 8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方
- 送付スケジュール
 - 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
 - 5月～7月中に被保険者となられる方 ⇒ 8月下旬発送
 - 8月中に被保険者となられる方 ⇒ 9月下旬発送
- 受診期間 7月から11月末までの間
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 住民税課税世帯の方 500円
住民税非課税世帯の方 200円

※木曾岬町長寿医療健康診査助成制度

受診券と同封の「健康診査実施機関一覧」、「健康診査個別健診実施医療機関」にある医療機関で健診を受けられた方には、自己負担(受診券に記載の500円又は200円)を助成いたします。受診後、医療機関の領収書、印鑑、振込口座がわかるものをご持参のうえ、役場住民課へ申請してください。

後期高齢者医療費通知について

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します。

- 目的 実際にかかった医療費の総額(10割)をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。また、支払った医療費の額を載せますので、確定申告にも使用できます。
- 不要な方 医療費通知を不要とされる方は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限りです。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

あん摩・マッサージの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りです。

柔道整復(整骨・接骨)の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む。)と診断又は判断され、施術を受けたとき(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。)は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

- 問合せ先
 - ・三重県後期高齢者医療広域連合事業課 被保険者証・保険料・一部負担金関係 ☎059-221-6883
 - 健康診査・療養費・高額療養費関係 ☎059-221-6884
 - ・役場 住民課 ☎68-6103

木曾岬こども園が 「チャイルドシート着用モデル園」指定を受けました!

5月11日(土)から始まる春の交通安全週間に先立ち、5月10日(金)に木曾岬町庁舎前で行われた春の交通安全出発式の中で、木曾岬こども園がチャイルドシート着用モデル園指定を受けました。これはチャイルドシート着用率を高める目的で選ばれたものです。

式典の中で警察の制服を着用した園児6名が、指定書とミーポ君のぬいぐるみを受け取った後、「こうつうあんぜんのおやくそく」をしっかりと大きな声で宣言しました。



チャイルドシート着用モデル園の指定

こうつう
あんぜんの
おやくそく

- どうろへは、きゅうにとびだしません
- どうろでは、あそびません
- みぎ、ひだりを見て、おうだんぼどうをわたります
- かならず、しんごうをまもります

「グリーンカーテン用苗木(ゴーヤ)の無料配布」 盛況におおりました

去る5月12日(日)役場行政棟玄関前において、グリーンカーテン用苗木 ゴーヤの無料配布を行いました。同時に桑名・員弁広域連合の桑名広域環境管理センターで生産している、し尿汚泥肥料「ソウインコンポ」の配布も行いました。

また、今年は松永地区の太田幸貴様より、資材として海苔の網を欲しい方にあげて下さいと頂きましたので合わせて配布を行い、好評をいただきました。

町では“身近にできることからチャレンジ”をキーワードにグリーンカーテン事業の普及に取り組んでおり、苗木の配布は昨年度に続き行ったものです。

今年も町内のJA木曾岬温室部会の方々に苗づくりをお願いし、ゴーヤの苗木1,000本を用意しましたが、9時からの配布にたくさんの方々にお越しいただき、盛況におえることができました。

町では、環境にやさしい町づくりを推進していくため「グリーンカーテン補助事業」も実施しています。

●申請書受付期間 / 6月末日まで

●補助対象 / (1)苗・種子等

(2)支柱、プランター等の資材

※1申請あたり対象経費の2分の1で5千円を上限とし、百円未満を切り捨てるものとします。また、グリーンカーテンの緑化面積は3平方メートル以上とします。交付回数は1回限りです。

資材の購入対象期間は、当該申請年度中の購入された資材が対象です。

申請書は、町ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

●問合せ先 / 役場 住民課 ☎68-6103





児童手当の 現況届の提出は **6月中旬!**

児童手当の受給対象者には、6月上旬に「現況届」を送付します。

現況届は、毎年6月1日の状況を届け出ることによって、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、期限内に必ず提出してください。

●提出期限／ **6月28日(金)**

●提出書類／ 児童手当・特例給付 現況届

・受給者の健康保険被保険者証の写し(国民健康保険加入の方は省略可)

※このほか、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。



みなさんご存知ですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当とは?

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭(ひとり親家庭)等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給期間】

児童が18歳に達する年の年度末まで
(※精神または身体に一定以上の障がいがある場合は20歳未満までです)

【支給要件】

次に該当する児童について、父、母または養育者が監護等している場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母の婚姻によらないで生まれた児童
- ・父母とも不明である児童

【支給月】

4月、8月、12月(4か月分まとめて支払い)
支給開始が認定された場合は、請求月の翌月分からの受給となります。

特別児童扶養手当とは?

心身に障がいのある20歳未満の児童の父母、または父母に代わってその児童を療育している方に支給される手当です。

【支給要件】

- ・身体障がいがおおむね1級または2級程度、療育手帳Aおよびこれらと同程度の障がいがあるとき
- ・身体障がいがおおむね3級、療育手帳Bおよびこれらと同程度の障がいがあるとき

【支給月】

4月、8月、11月(4か月分まとめて支払い)
支給開始が認定された場合は、請求月の翌月分からの受給となります。

該当となる方は福祉健康課で手続きが必要です。受給理由等により、必要な提出書類等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※請求者および扶養義務者の所得が一定以上の額を超える場合や児童が公的年金の給付を受けることができる場合、施設などに入所している場合などは手当を受けることができません。

●問合せ先／役場 福祉健康課 ☎68-6104

令和2年4月1日採用 木曾岬町職員募集

令和2年4月採用の木曾岬町職員を次のとおり募集します。

職種	一般職員(事務職)	保育士(幼稚園教諭)
採用予定人数	2～3人程度	1～2人程度
	※今後の採用計画の見直しおよび職員の退職により変更する場合があります。	
受験資格	平成2年4月2日以降に生まれた人で、 大学、短大等若しくは、高等学校を卒業または 令和2年3月31日までに卒業見込みの人	平成2年4月2日以降に生まれた人で、 保育士および幼稚園教諭の資格を有するま または採用日までに取得見込みの人
	※日本国籍を有し、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人	
1次試験	【三重県町村会の統一試験】 日 時 9月22日(日) 午前9時10分から受付開始 場 所 三重県立四日市高等学校	
	試験内容 教養試験(高卒程度)、小論文 職場適応性検査、事務適性検査	試験内容 教養試験(高卒程度)、小論文 専門試験、職場適応性検査
	結果通知 10月上旬に1次試験受験者全員に郵送で通知します。	
2次試験 [1次試験合格者]	日 程 10月18日(金) 試験内容 ①集団討論 ②面接試験 会 場 木曾岬町役場 ※詳しくは第1次試験合格者に通知します。	日 程 10月24日(木) 試験内容 ①実技試験 ②面接試験 会 場 木曾岬町役場 ※詳しくは第1次試験合格者に通知します。
	○直接役場へ出向く場合 木曾岬町役場(木曾岬町大字西対海地251番地) 3階総務政策課までお越しください。 ○郵便で請求する場合 表面に「職員採用試験申込書希望」と記載した封筒に、返信用封筒(140円切手を貼付し、宛先を明記した角形2号[33cm×24cm程度の大きさ])を必ず同封し、 〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課人事係宛に 請求してください。	
試験申込書 履歴書の請求		
受験申込	○提出書類 (1) 試験申込書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真2枚貼付) (2) 履歴書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真1枚貼付) (3) 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書 (高等学校卒業程度の認定試験合格者は合格証明書) (4) 返信用封筒(1次試験結果送付用 402円(簡易書留郵便代)を貼付し、宛先を明記した 定形長3サイズ) (5) 保育士(幼稚園教諭)の場合は、保育士および幼稚園教諭の資格証明書の写し、または取 得見込み証明書 ※提出書類については返却いたしません。	
	○提出先 〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課人事係 ※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と記載してください。	
	○受付期間 7月1日(月)～7月25日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日および祝日は不可) ※郵送の場合は、7月25日(木) 午後5時15分到着分まで有効。	
受験票の送付	9月上旬に送付しますので、試験日当日には必ず持参してください。	

●問合せ先/役場 総務政策課 人事係 ☎68-6100

各種制度等の案内については、町のホームページをご覧ください。

平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まりました

●国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。

(死産、流産、早産された方を含まず。)

●産前産後免除期間の取扱い

産前産後免除期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

●対象者

産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者期間を有する者。

※ただし、出産日が、平成31年2月1日以降の方が対象になります。

●届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。

●届出先

役場 住民課

●届出用紙

役場住民課に備えております。また、日本年金機構ホームページからダウンロードすることも可能です。

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>

届出を受け付ける際には、以下の書類をご確認ください。

■添付書類について

○**出産前に届出をする場合**
母子健康手帳など

○**出産後に届出をする場合**

市区町村で出産日等が確認できる場合には、不要

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など

出産日及び親子関係を明らかにする書類

●問合せ先

役場 住民課 ☎68-6103

四日市年金事務所(代表)

☎059-353-5515

ふとん洗濯サービスのご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・消毒により汚れやダニもきれいにとれる寝具洗濯サービスをご利用ください。

●申込方法

役場福祉健康課にて利用料とともに申し込んでください。

(印鑑をお持ちください。)

●申し込み期限

6月28日(金)

●実施日

7月中に業者がお宅へお伺いして布団をお預かりし、概ね1週間以内にお届けします。

なお、お伺いする日時は、業者から連絡します。

*布団の貸出し有(有料、敷布団・掛布団各540円/回)

●対象寝具(日常的に使用している寝具に限る)

①掛け布団+敷き布団+毛布

②マットレス+ベットパット+

掛け布団+毛布

③マットレス+ベットパット+

掛け布団+敷き布団+毛布

*羽毛布団等もご利用いただけます。

●利用料

①700円

②910円

③1,130円

●利用対象者

- ・概ね65歳以上の一人暮らしの方
- ・介護認定を受けた方
- ・心身障がい児(者)で衛生管理が困難な方

●申込及び問合せ先

役場 福祉健康課 ☎68-6104

生活のミニ情報

みえの働き方改革推進企業を募集します

三重県では、ワーク・ライフ・バランス、働き方の見直し、次世代育成支援、女性の能力活用などに積極的に取り組む企業等を登録し、さらに当該年度に登録された企業等の中から知事表彰企業を選考します。応募方法など詳細は左記ホームページに掲載しています。

●応募対象

県内に本店または主たる事務所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人(国及び地方公共団体を除く。営利、非営利は問いません。)

●応募方法

企業(法人)からの直接応募。申請書等に記入のうえ郵送または持参にて提出。

●募集期間

4月8日(金)～7月31日(水)
※必着

【応答】 三重県雇用経済部

雇用対策課

☎059-224-2454

FAX059-224-2455

ホームページ

【おごじ川】

http://www.pref.mie.

lg.jp/oshigoto/

47388012926.html

電波のルールは必ず守りましょう

〔電波利用環境保護周知 啓発強化期間 6月1日～6月10日〕

電波の利用にはルールがあります。無線機器を使用するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。

また、外国規格の無線機器は、防災行政用無線やテレビ放送等に妨害を与えるおそれがあり、国内では使用できません。



不明な点は左記の所までお問い合わせください。

【問】 総務省 東海総合通信局

◆不法無線局の相談

☎052-971-9107

◆テレビ等の受信障害の相談

☎052-971-9648

大雨が降ったら
まずチェック！

国土交通省

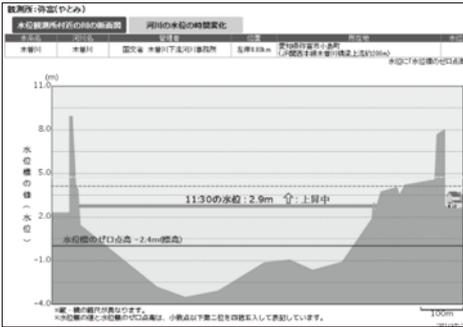
川の水位情報

雨はどこで降っているの？
川の水位はどれくらい？
これから行く場所は安全？

大雨注意報や警報が出たら、
まず情報を確認しましょう

●川の水位が分かる！

川に設置した水位計で、近くの川の水位がどのような状況になっているのかを、リアルタイムで確認することができます。



スマホ版「川の水位情報」では、位置情報を取得することで、今いる場所の雨の様子や近くの川の状況をすぐに知ることができます。



アクセス！

- ・パソコンから
https://k.river.go.jp
- ・スマートフォンから
https://k.river.go.jp または
左記のQRコード



川の水位情報 (危機管理型水位計) のQRコード

【問】 国土交通省

木曾川下流河川事務所

調査課

☎0594-241-5715

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新はお早めに！

労働保険料(平成30年度確定・平成31年度概算)の申告・納付は6月3日(月)から7月10日(水)までです。

お忘れなく！お早めに！
平成31年度は、2019年4月1日から2020年3月31日までの期間となります。

★年度更新集合受付会を開催します

・日時
7月8日(月)・9日(火)・10日(水)

午前9時～午後4時

・場所

- 四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野の各労働基準監督署
- 桑名市城東地区複合施設「はまへりプラザ」
- 鈴鹿市神戸コミュニティセンター

尾鷲公共職業安定所
以上9会場

※申告書記載について不明の場合は、次の資料をお持ちください。

- ①「概算・確定労働保険料／一般拠出金申告書」
- ②作成した平成30年度確定分

の賃金集計表
一括有期事業のうち建設の事業については、工事台帳(請負金額・工期等が確認できるもの)

③事業主印鑑
(法人は代表者印鑑)

※労働保険の年度更新手続きは、電子申請により労働局・労働基準監督署へ出向かなくても自宅・オフィスから、いつでも手続きができます。

(詳しくは、電子政府の総合窓口<http://www.e-gov.go.jp/>)

【問】 三重労働局総務部

労働保険徴収室

☎059-226-2100

シリーズ “木曾岬町ならではの” の教育推進重点項目 「オリジナル5」

～新たな教育方針に基づく取組の充実をめざして③～

今年度、新たに本町の「こども園・学校教育方針」を策定し、時代の変化に対応した子どもたちの学びを確かなものにしていきたいと考えています。(詳細は、HPをご覧ください。)

この新たな教育方針の中でも、特に子どもたちの健全な育成を力強く推進するために“木曾岬町ならではの”の「オリジナル5」を重点項目として位置づけ、施策展開しています。

「学びの、その先へ」。園や学校で学んだことが、明日、そして将来につながるように、実効性のある教育へと進化させていきます。

6月号では、中学校の取組についてご紹介します。

“木曾岬町ならではの” の教育推進重点項目「オリジナル5」

- | | |
|---|---------|
| I 信頼される園・学校づくりに向けたコミュニティ・スクールの充実 | 〈 C S 〉 |
| II 園・小中学校の連携を強化し、子どもが主体的に学びに向かう保育・教育の実現 | 〈保育・学力〉 |
| III グローバル化に対応した英語教育・国際理解教育の推進 | 〈英語教育〉 |
| IV 地域への愛着と誇りを育む郷土教育の推進 | 〈郷土教育〉 |
| V 園・学校図書室と町立図書館を活用し、家庭と連携した子どもの読書活動の推進 | 〈読書活動〉 |

新しい時代に必要となる学力を求めて

令和3年度から中学校の新学習指導要領が実施されることを見据え、今年度より新たな「木曾岬町学校教育基本方針」が策定されました。その中の大きな柱の一つに「学力向上」が謳われています。

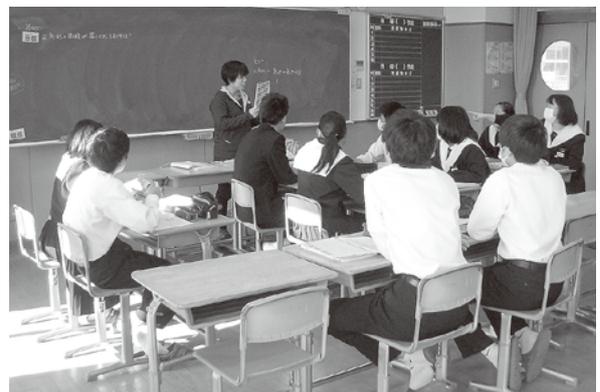
木曾岬中学校では、この基本方針に沿って「自分で学ぶ、なかまで学ぶ」をコンセプトに、授業の充実に努めています。そして、学力向上への具現化を図るため、積み上げが大切な数学・英語を中心に習熟度別少人数授業やTT(ティームティーチング)といった授業形態を積極的に取り入れています。

習熟度別少人数授業は、学級が習熟度別の2つのグループ(コースは希望制)に分かれて授業を行います。生徒の習熟度に応じた課題に取り組むことができるために学習意欲の向上や基礎学力の定着が期待できます。TTは、文字通り2人の教員がチームを組んで授業を進める形態で、生徒の理解度のチェックやアドバイスをしやすくなります。また教員の役割分担を明確にすることで、授業展開にメリハリができ、さらなる相乗効果が生まれます。生徒の反応も上々で、学習の理解度や満足度が高まっていることがアンケートからでもわかってきています。

他にも、部活動の休養日を利用して定期的に放課後の補充学習会を開催したり、三重県教育委員会が配布している「三重の学-Viva!!(まなびば)」プ

リントを家庭学習で活用したりしています。さらに昨年度からは地域子ども支援組織「木曾岬子ども未来塾」が開講し、多くの生徒が地域の皆様に学習支援をしていただいています。

これから生徒が歩み出す社会は、グローバル化や情報化が進展し、先を見通すことが難しい時代を迎えると言われてしています。しかし、社会がどのように変化しても柔軟に対応できる学力を身に付けさせることは学校の責務であると考えています。今後も、保護者・地域の皆様のご協力をいただきながら、新しい時代に必要となる学力が身に付くよう指導体制の工夫・改善を重ねていきます。



習熟度別少人数授業の様子

令和2年度使用小学校ならびに中学校教科用図書の展示会を開催します

令和元年度は、小学校・中学校において、次の教科書について採択を行います。

【小学校】 すべての教科の教科書

【中学校】 「特別の教科 道徳」以外のすべての教科の教科書

採択に関わるすべての教科書の展示会を開催しますので、ぜひご来館ください。

- 展示会場** / 木曾岬町立図書館
- 展示期間** / 6月4日(火)～6月26日(水)
※月曜日は閉館のため除く
- 展示時間** / 火・水・木 : 午前10時～午後6時
金 : 正午～午後8時
土・日 : 午前9時～午後5時
- 問合せ先** / 教育委員会事務局教育課
☎68-1617

「子どもの日の集い」開催!

4月26日(金)、木曾岬こども園として初めての「子どもの日の集い」を行いました。「子どもの日」にちなんだ年に一度のお楽しみの日ということで、子どもたちにとっては待ち遠しい園行事でした。

当日は、「こいのぼり」の歌を歌ったり、「まいごのこいのぼり」という紙芝居を読んでもらったり、ちまきを食ったりして大いに楽しむことができました。

そして、この日は町長さんからのプレゼントがあり、一人一人受け取ると子どもたちの弾ける笑顔がホールいっぱいになりました。

こいのぼりにまつわるクイズでは、「こいのぼりの一番上は何かな?」という質問に対して、子どもたちからは「お父さん!」という声が返ってきました。そこへ町長さんから「吹き流し」という答えが返ってくると、子どもたちが「あっ!」と大声を上げる一幕もありました。改めて吹き流しの存在にも目を向けることができたよう

でした。

子どもたちがこの日のために作ったクラスのこいのぼりが、子どもたちの喜びと同じように空で元気に泳いでいました。病気やけがをせず、元気に大きく成長してほしいと願っています。



保護者・地域のみなさまへ ～三重県の教職員総勤務時間縮減の取組について～

現在、学校を取り巻く環境は、様々な教育改革への対応が増えることが予想され、それに伴う教職員の長時間にわたる時間外労働が問題になっています。

こうした中、三重県では市町教育委員会・学校と連携しながら、三重県教育ビジョンに基づく施策「教職員が働きやすい環境づくり」を推進し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、心身にわたる健康を維持することにより、教育活動に意欲的に取り組めるようすべての公立学校で統一した取組を進めています。

つきましては、保護者・地域のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

〈小・中学校の取組〉

- 毎月2回以上、教職員の定時退校日を設定します。
- 学校閉庁日を設定します。
【8月13日(火)～8月16日(金)】
- 原則、週2日の部活動休養日を設定します。
(中学校のみ)
 - ・平日1日及び土曜日か日曜日(週末)のどちらか1日の週2日
 - ・平日の活動時間は2時間以下、週末及び学校の休業日の活動時間は3時間以下



▼花井瑛絵さん(源緑輪中) 女子レスリング57kg級 JOC杯ジュニアクィーンズカップで優勝!!

本町出身の花井瑛絵さん(至学館大学2年生)が、去る4月2日(火)から3日(水)にかけて駒沢オリンピック公園 体育館(東京都)で開催された「2019年JOC杯ジュニアクィーンズカップ」の女子57kg級に出場され、見事に優勝という輝かしい成績を納められました。

花井さんからは「昨年、同大会の決勝戦で惜しくも負けてしまった選手に今年は勝つことができ嬉しいです。次は6月にある明治杯全日本選抜選手権でオリンピックチャンピオンへ再挑戦し勝つことを目標に練習を頑張ります!」と力強いコメントがありました。

今後の更なる活躍が期待されます。



▼町内軟式野球大会 結果報告

4月14日(日)に木曾川グラウンドを会場とし3チーム参加のもと「町内軟式野球大会」が開催され、各チームとも日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、息詰まる接戦を制した「アンジェリカ」が見事、優勝しました。

野球というスポーツを通じて他のチームとの交流が図られ、楽しく健康的な時間を過ごすことができました。



▼“第3回木曾岬町長杯柔道大会”開催!!

4月21日(日)に木曾岬中学校武道館で「第3回木曾岬町長杯柔道大会」が開催されました。

選手は日頃の練習の成果を発揮し、小学生から一般の部まで白熱した試合となりました。また、当日は多数の観戦があり、子どもたちの頑張りや柔道の魅力を感じて頂ける大会でした。



(大会結果)

小学1・2年生の部	優勝	村瀬 生真さん(小林)
	準優勝	北原 璃空さん(南泉)
小学3・4年生の部	優勝	山口 達也さん(和泉)
	準優勝	渡辺 海晴さん(南泉)
小学5・6年生の部	優勝	濱口 蓮叶さん(桑名市)
	準優勝	山口 翔大さん(和泉)
一般男子の部	優勝	仲井 蓮さん(桑名市)
	準優勝	川井 富之さん(桑名市)
一般女子の部	優勝	松永 理瑚さん(雁ヶ地)
	準優勝	金田はるかさん(中和泉)

【お知らせ】

木曾岬町柔道教室では新団員を募集しています。園児～小学6年生までの子どもたちが中学校武道館で元気に練習していますので、ぜひ一度見学・体験に来てください。(貸し柔道着あります)

練習は月曜日・火曜日・金曜日の午後7時から行っています。

今月の図書館コーナー

梅雨の季節になりました。雨や曇り空が続くと気分も晴れませんね。
そんな時には図書館へどうぞ。リフレッシュできる本はたくさんありますよ。
健康や梅雨時に関する本もコーナーで紹介しています。どうぞお役立て下さい。



●特集・展示のご案内

- 【メインコーナー】 からだは大切に！健康・病気予防
- 【児童コーナー】 中学生からおすすめ本（図書館で職業体験した生徒たちが作ったコーナーです）
- 【サブコーナー】 梅雨時にお役立ち情報
- 【郷土文化交流スペース：6月の展示予定】 書道サークルによる作品展示
- 【特別展示】 教科書展示

図書館おもやま話

本に関する豆知識を紹介する
新コーナーです。

本を検索コンピューターOPACで探す

4月号、5月号では背ラベルについてお話ししましたね。今回は実際に本を探すときに知っている便利な機能をご紹介します。この図書館にこの本あるかな？と確かめることもできますし、本のタイトルや著者が分かっている場合、館内の検索コンピューター（OPACオーパックと読みます）で検索するとその本の情報が分かります。例として「マチネの終わりに」という題名で検索してみるとこのような表示がされます。

一般:1		ティーンズ:0		児童:0		雑誌:0		AV:0		参照マーク:0		電子書	
籍:0		すべての資料:1											
No.	種別	タイトル	著者	分類	本のある場所	棚番号							
1	一般	マチネの終わりに	平野 啓一郎	F	小説(F)	18							

右側に、本のある場所小説F（日本の小説）棚番号18番と表示されています。棚番号とは棚の横についている番号を言います。その棚に行くと背ラベルの順に並べてあるので見つけることができます。OPACの使い方がわからない場合は、スタッフにお尋ねください。5月よりタブレット端末が導入されましたがOPACとしても利用していただけます。もちろんOPACを使わずに今後もお探しの本を直接案内もしています。不明な際には遠慮なくお申し付けください。

◎開館日 火～木…午前10時～午後6時 金…正午～午後8時 土・日・祝…午前9時～午後5時

●問合せ先／町立図書館 ☎40-9010 HP : <http://kisosaki-library.net/>



町立図書館イベントのお知らせ

「グルーガンでほんのしおりをつくらう」

グルーガンを使って本のしおりを作ってみませんか？
町立図書館では、グルーガンを使ってしおりを作る工作体験を開催します。どなたでも20分位で簡単に作ることができますので、ぜひご参加ください。
皆さまのご来館をお待ちしております。

- 開催日／6月1日・8日・15日
いずれも土曜日
- 時間／午前10時～午後4時
- 場所／町立図書館
- 参加費／無料



社会とのつながりはとても大事!!

65歳以上の方でご利用いただける場所があります



運動がしたい方へ

◆転倒予防教室

第1・3水曜日、午後1時30分～、保健センター

◆さわやか体操

月2回程度不定期、午後1時30分～、福祉・教育センター

◆スマイルステップ活動日

第1金曜日、午前10時～、北部公民館

第3木曜日、午前10時～、とまり木



楽しく過ごす場所、話がしたい、いろんなことがやってみたい方へ

◆いきいき広場

第2・4木曜日、午後1時30分～、とまり木

第3月曜日、午後1時30分～、保健センター

◆ふれあいカフェ ※要申込、100円、送迎あり

水曜日、午後1時30分～、輪心乃里(社会福祉協議会)

◆すいせんカフェ ※要申込、100円、送迎あり

第2日曜日、午前10時～、すいせんの里



一度、お試しのぞいてみてください。
お気軽にどうぞ。

また、6か月ほど集中的に運動機能、お口の機能、食事の改善等行なうプログラムなどもあります。
お問い合わせは、地域包括支援センター(68-8183)へ

がんと闘っています いのち 第25回生命の駅伝! 木曾岬町に初来庁!!

去る5月14日、木曾岬町役場において「生命の駅伝」募金箱贈呈式がありました。

「生命の駅伝」は、一般の人ががん治療やがん予防の研究者を支援するため、募金活動と駅伝を通じてがん研究の重要性を啓発する事業です。木曾岬町も今年から参加し、現在三重県全域29市町・和歌山県1市4町が参加しています。



地域包括支援センターより

地域包括支援センターの事務所を引っ越して1年がたちました。入口の前を通る際に、声をかけていただくことが多くなってきたと感じています。

平成30年度は、認知症総合支援事業として、「認知症初期集中支援チーム」の活動やオレンジカフェを開催しました。また、地域包括ケアシステムの構築におけて、「在宅医療・介護連携支援センター」が設置され、桑名市と共同で様々な取り組みを実施しました。新年度となり、さらに充実した取り組みを進めていきます。



出前講座いたします

4～5月に老人クラブの各支部をまわらせていただき、「ACP(アドバンス・ケア・プランニング)／人生会議」や「木曾岬町のち支える地域ネットワーク推進計画」、「げんげん運動マイレージ事業」のお話をしてきました。各項目の詳しい内容は、2019年度版『町の健康カレンダー』の毎月の情報をご覧ください。

少人数でもお集まりの際に、こんなテーマで話してとご相談いただければお伺いします。

「認知症サポーター養成講座」「ACP／人生会議」「健康づくり」「介護が必要になったら」などテーマはご相談に応じます。お気軽に声をかけてください。

お問い合わせは、地域包括支援センター(68-8183)まで。

健康寿命を延ばすために

- ◆社会とつながる
- ◆しっかり歩く、動く
- ◆しっかり噛んで、しっかり食べる が大事です！

「少し、弱くなったかな?」「いろいろ面倒になってきたかも」と思うときに、早めの対策が必要です。周りの力を活用してください。健康な状態と介護が必要な状態の間で、早めに対策すれば、介護が必要な状態を回避し、健康な状態に戻るまたは、今の状態を維持できる可能性が高くなります。





不法就労防止に御協力ください

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

不法就労とは

- ①不法滞在者や非退去強制者が働くケース
密入国した人や在留期限の切れた人が働くこと
- ②入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース
観光等短期滞在目的で入国した人が働くこと
- ③入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース
外国料理のコックや語学学校の先生とした働く事を認められた人が、工場・事務所で単純労働者として働くこと

外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください。

薬物は「ダメ。ゼッタイ。」

近年、若年層による大麻の乱用者が増加しています。

薬物は、ちょっとした好奇心から始めてしまう場合がほとんどですが、ココロとカラダにしっかりと深い傷が刻み込まれてしまいます。心身に深刻な影響を与えて健康を損なうことに加えて、さらに使用を重ねたくなる「薬物依存症」を引き起こすことがあります。

「近づかない」「買わない」「使わない」

町内4月の交通事故 ()…平成31年累計
●件数/11件(46件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/0人(5人)

教育関連施設 開館日のお知らせ



町 体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

- ◎一般開放日
卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
自由に使用できます。
9日(日) 午前9時～午後4時 23日(日) 午前9時～正午
- ◎軽スポーツ教室
スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行ないます。
ソフトバレーボールやファミリーバドミントンなどを実施していますのでぜひ体育館へお越しください。
23日(日) 午後1時～午後4時

文 化 資 料 館

- ◎開館日
毎週日曜日
午前9時～午後4時

北 部 公 民 館

- ◎開館日
火～日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

6月カレンダー

主な行事	場所	時間	備考
2㊦・町内一斉清掃			
3㊦・人権相談	福祉・教育センター	午前9時～午前11時30分	
5㊦・転倒予防教室	保健センター	午後1時30分～午後3時	
6㊦ ・1歳半健診 (H29.11・12生) ・3歳半健診 (H27.11・12生) ・集団フッ素塗布 ・カウンスリング	保健センター 保健センター 保健センター 保健センター	午後1時15分～午後2時30分 午後1時15分～午後2時30分 午後1時30分～午後2時30分	要予約 ☎68-6119
10㊦・音楽療法	福祉・教育センター	午前10時30分～午前11時30分	
11㊦ ・のびのび指導室 (H31.2・3月生) ・母乳相談 (予約制)	保健センター 保健センター	午前9時30分～午前10時30分 午前10時～午前11時	要予約 ☎68-6119
13㊦・すくすくひろば	保健センター	午前10時～午前11時30分	
17㊦・小学校代休			
18㊦・トマッピーキッズサークル	こども園	午前9時30分～午前11時30分	
19㊦・転倒予防教室	保健センター	午後1時30分～午後3時	
20㊦・北勢地域若者サポートステーション 出張相談 in 木曽岬	福祉・教育センター	午前9時30分～午前11時30分	要予約 ☎059-359-7280
21㊦・育児相談 (予約制)	保健センター	午後1時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
23㊦・日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務
25㊦ ・法律相談 (予約制) ・オレンジカフェ ・歯にやさしいおやつづくり	福祉・教育センター 福祉・教育センター 保健センター	午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後3時 午前10時30分～正午	
26㊦ ・リハビリ交流会 ・ブックスタート (H30.9～12月生)	保健センター 図書館	午後1時30分～午後3時 午後2時30分～午後3時30分	
28㊦・発達相談 (予約制)	保健センター	午前9時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
29㊦・土曜がん検診 (肺・胃・大腸・子宮・乳)	保健センター	午前8時30分～午前10時30分	

7月カレンダー

3㊦・転倒予防教室	保健センター	午後1時30分～午後3時	
5㊦ ・トマッピーキッズサークル ・こども園夕涼み会	こども園 こども園	午前9時30分～午前11時30分	

6月の納付

納付をお忘れなく!

- 住民税(7/1納期限) …… 第1期分
- 水道料金・下水道使用料(7/1納期限) … A地区
- こども園保育料(6/27納期限) …… 6月分
- 学校給食費(6/17納期限) …… 6月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話/0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)
- FAX/0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話	40-9008
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30/土・日・祝日・年末年始	
総務政策課	68-6100
建設課	68-6106
危機管理課	68-6101
会計課	68-6107
税務課	68-6102
議会事務局	68-6108
住民課	68-6103
教育委員会	68-1617
福祉健康課	68-6104
保健センター	68-6119
産業課	68-6105
町立図書館	40-9010



●町のホームページ
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なざさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 3日・6日・10日・13日・17日 20日・24日・27日	毎週火・金曜日 4日・7日・11日・14日・18日 21日・25日・28日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 5日・19日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 5日・12日・19日・26日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 12日	毎月第4水曜日 26日
資源ごみ	毎月第4日曜日 23日	

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。



木曾岬こども園



春の交通安全出発式